

お知らせ

高齢者居住改修住宅の 固定資産税を減税します

高齢者などが居住する住宅で、一定のバリアフリー改修工事を実施した家屋について、固定資産税を減額する制度が創設されました。

対象となる方は、手続きをしてください。

対象となる家屋の要件

- ・平成19年1月1日以前から所在する住宅
- ・次の高齢者などが居住している家屋
 - (1) 65歳以上の方
 - (2) 要介護認定または要支援認定を受けている方
 - (3) 障害者
- ・平成19年4月1日～平成22年3月31日までの間に、次に掲げるバリアフリー改修工事が完了したもの
 - (1) 廊下の拡幅
 - (2) 階段の勾配の緩和
 - (3) 浴室の改良
 - (4) 便所の改良
 - (5) 手すりの取り付け
 - (6) 床の段差の解消
 - (7) 引戸への取り替え
 - (8) 床表面の滑り止め化
- ・工事費（補助金を除く自己負担額）が、30万円以上のもの

減額される額

- ・工事が完了した年の翌年の固定資産税（1年度分のみ）
- ・改修家屋の固定資産税の3分の1（1戸当たり100m²相当分まで。）

都市計画税は、減額の対象となりません。

手続き

この減税制度の適用を受けるためには、バリアフリー改修工事後3カ月以内に必要書類を添付した申告書を町に提出することが必要です。

町へ提出する書類	
申告書	役場税務課に備え付けてあります。 納税義務者（所有者）の認印が必要です。
納税義務者の住民票の写し	
居住する高齢者などの住民票の写し	
被保険者証の写しなど	要介護認定者、要支援認定者、障害者
改修工事の明細書	施工業者による見積書、設計書、図面など
改修工事費用の領収書	（写し可）
現況を示す写真	工事施行前、後
工事費からの控除額が確認できる書類	給付決定書、領収書など

問い合わせ先 税務課固定資産税係 ☎(48)111(内231)

放課後児童クラブ指導員を募集します

勤務場所 学童保育「げんきッズ南部」ほか
勤務内容 放課後の児童（小学生）の保育
募集人員 専任指導員およびパート指導員若干名

勤務期間 平成20年3月31日

勤務時間

専任指導員（週5日32時間）

- ・ 平日 午後1時～午後7時の6時間
- ・ 土曜日 午前8時～午後6時の内8時間
- ・ 夏休みなど学校休校日 午前8時～午後7時の内8時間

パート指導員

- ・ 平日 午後2時～午後7時の5時間
- ・ 土曜日 午前8時～午後6時の内8時間
または午前8時～午後7時の内6時間
- ・ 夏休みなど学校休校日 午前8時～午後7時の内8時間または午前8時～午後7時の内6時間

賃金

専任指導員（月額134,000円、社会保険加入）
パート指導員（時給930円）

応募資格 教諭または保育士資格のある方

試験 面接試験随時

提出書類 履歴書（市販のもの・写真添付）、資格証明書

その他 運営は社会福祉法人雲谷苑が町の委託を受けて実施します

申し込み・問い合わせ先

社会福祉法人雲谷苑（中部保育園）☎(48)0504

申込期限 六月一日（金）
問い合わせ先 社会教育課
☎(48)1111（内280）

子どもが、町内の幼稚園・保育園に通園している場合は各園へ
その他は社会教育課へ
その他 託児（定員あり）希望者は社会教育課へ申し出てください。
申込先 渡辺 典子 氏
講師 愛知学泉短期大学教授
「子どもの心と体が育つ環境づくり」

期 日 六月十三日（水）
時 間 午前10時～午前11時半
場 所 中央公民館本館301室
対 象 乳幼児の保護者
演 題

乳幼児期家庭教育推進事業
家庭教育講演会を開催

平成十九年度草木厄歳会 様
草木保育園へミニテント一式をご
寄付いただきました。

ご寄付ありがとうございます

問い合わせ先 企画財政課
☎(48)1111（内線204）

六月一日現在で商業統計調査が実施されます。五月下旬から「調査員証」を携行した調査員が伺い、調査票の記入をお願いしますのでご協力ください。調査は、商業の実態を明らかにするため、全国の商業卸売業・小売業を営むすべての事業所を対象として五年に一回実施されています。

商業統計調査にご協力ください